

公益財団法人東京都福祉保健財団

令和4年度第2回定時理事会 議事録

1. 日時 令和5年3月16日(木曜日) 18時00分～19時12分
2. 会場 公益財団法人東京都福祉保健財団 職員会議室1・2
3. 現在の理事数 12名(定足数6名)
4. 出席理事 真田 正義(※)、雲田 孝司、矢沢 知子(※)、井藤 英喜、
小澤 温、柏女 靈峰、狩野 信夫、森川 美絵、城所 真人、
小池 朗、田中 雅英
- 出席監事 岩崎 雄大
- (※) 会場出席者
- 欠席理事 宮崎 美砂子
- 欠席監事 高野 克己
5. 審議事項
第1号議案 令和4年度予算の補正(専決処理)について
第2号議案 令和4年度予算の補正及び流用について
第3号議案 令和5年度事業計画及び予算について
第4号議案 公益財団法人東京都福祉保健財団給与規程の一部改正について
第5号議案 公益財団法人東京都福祉保健財団処務規程の一部改正について
第6号議案 会社役員賠償責任保険契約の締結について
6. 報告事項
報告事項1 職務執行状況について
報告事項2 評議員選定委員会の選任結果について

7 出席状況及び議事録への記名・押印の確認

定刻となり、吉川経営部長から開会に先立って新たに理事に就任した矢沢常務理事の紹介があり、矢沢常務理事が就任の挨拶を行った。続いて、吉川経営部長から新たに理事に就任した森川理事の紹介があり、森川理事が就任の挨拶を行った。続いて、真田理事長が挨拶を行った。続いて、吉川経営部長により配布資料の確認及び定款第34条に基づき真田理事長が議長となることが確認された。続いて、真田理事長が開会の宣言を行った。続いて、真田理事長が事務局に対して出席状況の報告を求めた。これを受け、吉川経営部長から、理事12名11名の出席があり、出席者のうち2名が会場での出席であり、9名がオンラインでの出席であることから、定款第35条第1項に規定された定足数6名を満たし本理事会は有効に成立することが報告された。また、監事2名中1名がオンラインで出席している旨報告された。続いて、真田理事長により、定款36条の規定に基づき、真田理事長、雲田副理事長、岩崎監事が議事録に署名、押印することが確認され、議事の審議に入った。なお、適時・的確な意見表明が互いにできる状態となっていることも確認した。

8 議事の経過及び結果について

(1) 第1号議案 「令和4年度予算の補正（専決処理）について」

真田理事長からの指示により、大久保事務局長が第1号議案「令和4年度予算の補正（専決処理）」について、議案及び説明資料を用いて説明を行った。

続いて、各理事等に対し意見を募ったところ、発言はなかった。

続いて、議長が第1号議案について挙手による表決を求めたところ、出席理事全員の挙手が確認され、原案どおり承認された。

(2) 第2号議案 「令和4年度予算の補正及び流用について」

真田理事長からの指示により、大久保事務局長が第2号議案「令和4年度予算の補正及び流用」について、議案及び説明資料を用いて説明を行った。

続いて、各理事等に対し意見を募ったところ、発言はなかった。

議長が第2号議案について挙手による表決を求めたところ、出席理事全員の挙手が確認され、原案どおり承認された。

(3) 第3号議案 「令和5年度事業計画及び予算について」

真田理事長からの指示により、大久保事務局長が第3号議案「令和5年度事業計画及び予算」について、議案及び説明資料を用いて説明を行い、併せて、「資金調達及び設備投資見込み」についても説明を行った。

続いて、各理事等に対し意見を募ったところ、井藤理事から、介護支援専門員養成研修事業について、都内のケアマネジャーの過不足をどのように見込んで研修の募集人数の規模を決めているのか、また再研修の受講者数が少ない原因について質問があった。これに対し、守田人材養成部長が東京都からはケアマネジャーの人数はニーズに対して充足しているという見解を聞いているが、現場では厳しいという声もあることは承知しており、受講者数の設定については、資格を更新するケアマネジャーと新たに資格を取得するケアマネジャーのニーズを満たすよう人数設定をしている旨、及び再研修は資格を取得後に何らかの理由により資格の有効期限が切れてしまうなど、稀な事由により受講することになるため、ほかの研修に比べて受講者数が少ない旨回答した。これに対し、井藤理事から、様々な研修の募集人数はどの程度ニーズを把握して設定しているのか確認するため質問をした旨、及びケアマネジャーが不足しているのであれば、休眠している有資格者が現場に出てもらえるような仕組みが必要である旨意見があった。続いて、井藤理事から、東京都立病院機構職員研修事業について、各病院からのニーズにどの程度柔軟に対応できるのか質問があった。これに対し、小林事業推進担当部長が研修の年間計画を立案するに際して、既に事前に現場の意見を集約するシステムがあり、機構と財団の研修担当と連携して計画を立てていく旨回答した。これに対し、井藤理事から、特定の病院だけが希望する研修内容もあるので、それ

常務理
長から
た。続
確認及
、真田
況の報
り、出
から、
するこ
れた。
副理事
と。な
予算
理事
予算

に伝えるよう検討してほしい旨意見があった。これに対し、小林事業推進担当部長が各病院から意見を吸い上げているが、その全てを拾い切れていないという部分もあるので工夫していく旨回答した。

続いて、各理事等に対し意見を募ったところ、柏女理事から、とうきょう子育て応援パートナー研修事業の事業概要について、及び福祉サービス第三者評価システム事業について、特別養子縁組の斡旋事業へ第三者評価を実施しているのが及び財団の組織人員が過去5年間でどのように変遷しているのかについて質問があった。これに対し、吉川経営部長がとうきょう子育て応援パートナー研修事業では、区市町村の母子保健分野において、就学前の子供とその家庭へのあらゆる支援をコーディネートする人材を育成し、虐待を未然防止するため、子ども家庭支援センターとの連携を深める研修を実施するものである旨、及び東京都でモデル事業として実施している子ども家庭支援センター向けの研修の知見を活かし、母子保健分野でも同じアセスメント手法が用いられるよう実施する旨回答した。これに対し、柏女理事から、子ども家庭支援センター向けの研修も必要である旨意見があった、これに対し、吉川経営部長が東京都において、現在実施している子ども家庭支援センター向けのモデル研修が、今後拡充される構想がある旨回答した。これに対し、柏女理事から、母子保健分野のみ先行して実施する理由について質問があった。これに対し、吉川経営部長が既に子ども家庭支援センター向けにはモデル事業において支援している一方、母子保健分野に対する支援がないため、今回の研修でコアになる人材を育成していく旨回答した。これに対し、柏女理事から、母子保健分野では伴走型相談支援を実施しており、母子保健分野の保健師と社会福祉士との間の援助感の違いから、同様のリスクアセスメントをすることに理解が得られないと思われる旨意見があった。続いて、渡部福祉情報部長が福祉サービス第三者評価システム事業について、全国に民間養子縁組斡旋機関は23機関あり、それを評価する第三者評価機関は13機関ある旨、また、そのうち、都内の社会的養護関係施設の認証評価施設は3機関であり、都内の斡旋

当部
う部
う子育
評価シ
のか、
問が
事業
ゆる
家庭
モデ
し、
た。
る旨
いる
回答
につ
一向
ない
、柏
野の
をす
報部
旋機
、そ
幹旋

機関5機関全てが第三者評価を受審済みである旨、また、そのうち2機関を都内の評価機関が審査している旨回答した。これに対し、柏女理事から、第三者評価基準は国で作成した基準を使用しているか質問があった。これに対し、渡部福祉情報部長が国の基準を使用している旨回答した。続いて、大久保事務局長が、とうきょう子育て応援パートナー研修事業について、母子保健分野と子ども家庭支援センターとの連携を阻むことがないように東京都と研修内容や実施方法を検討していく旨発言した。続いて、吉川経営部長が財団の人員体制について、令和元年度が143名であった旨、及び令和5年度は障害者施設の指定業務に係る新規事業受託による室の新設に伴い、13名増員する予定であるが、都派遣職員が半数程度含まれていること、及びこれまでの介護分野での指定業務のノウハウを生かしつつ運営していく旨回答した。

続いて、各理事等に対し意見を募ったところ、狩野理事から、介護職員宿舎借り上げ支援事業の実施規模について、及び職業紹介事業の実施規模が減少している理由について質問があった。これに対し、福井事業者支援部長が介護職員宿舎借り上げ支援事業の令和4年度の交付決定の状況が法人数は251法人であり、事業所数は421事業所である旨回答した。続いて、志村城北労働・福祉センター長が職業紹介事業の実施規模の減は、高齢者特別就労求人紹介の利用者の配分を同地域内の玉姫労働出張所との間で見直したことによるものであるが、センターの利用者の減少傾向から見て、十分に対応可能なものであると考えている旨回答した。

続いて、各理事等に対し意見を募ったところ、森川理事から、障害者虐待防止・権利擁護研修事業のうち、障害者福祉施設等職員コースの受講予定者が前年から3倍程度増になっている算定根拠について、及びユニバーサルデザイン情報サイト事業におけるトップページアクセス数を増やすための工夫について質問があった。これに対し、守田人材養成部長が障害者福祉施設等職員コースの研修規模について、近年の障害者虐待の件数の増加傾向を鑑みて、東京都で対策を強化す

の方針があることから受講定員を増加することになっており、全事業所が3年に1回受講できる規模で算定している旨回答した。続いて、渡部福祉情報部長がとうきょうユニバーサルデザインナビのトップページアクセス数は、過去の実績から推計している旨、及びメールマガジンやTwitter、交通広告などを活用した広報活動を継続するとともにユーザーアンケートを実施しており、飲食店やスーパーなどのニーズがある施設の掲載を拡充をしていくなどしてアクセス数を伸ばしていく旨回答した。これに対し、森川理事から、現在のトップページアクセス数について質問があった。これに対し、渡部福祉情報部長が5万9千件程度となる見込みである旨回答した。

続いて、各理事等に対し意見を募ったところ、発言はなかった。

議長が第3号議案について挙手による表決を求めたところ、出席理事全員の挙手が確認され、原案どおり承認された。

(4) 第4号議案 「公益財団法人東京都福祉保健財団給与規程の一部改正について」

真田理事長からの指示により、大久保事務局長が第4号議案「公益財団法人東京都福祉保健財団給与規程の一部改正」について、議案を用いて説明を行った。

続いて、各理事等に対し意見を募ったところ、発言はなかった。

議長が第4号議案について挙手による表決を求めたところ、出席理事全員の挙手が確認され、原案どおり承認された。

(5) 第5号議案 「公益財団法人東京都福祉保健財団処務規程の一部改正について」

真田理事長からの指示により、大久保事務局長が第5号議案「公益財団法人東京都福祉保健財団処務規程の一部改正」について、議案を用いて説明を行った。

続いて、各理事等に対し意見を募ったところ、発言はなかった。

議長が第5号議案について挙手による表決を求めたところ、出席理事全員の挙手が確認され、原案どおり承認された。

(6) 第6号議案 「会社役員賠償責任保険契約の締結について」

真田理事長からの指示により、大久保事務局長が第6号議案「会社役員賠償責任保険契約の締結」について、議案を用いて説明を行った。

続いて、各理事等に対し意見を募ったところ、発言はなかった。

議長が第6号議案について挙手による表決を求めたところ、出席理事全員の挙手が確認され、原案どおり承認された。

(7) 報告事項1 「職務執行状況について」

代表理事である真田理事長が報告事項1「職務執行状況」について報告を行った。

続いて、各理事等に対し意見を募ったところ、発言はなく、質疑を終了した。

(8) 報告事項2 「評議員選定委員会の選任結果について」

真田理事長からの指示により、大久保事務局長が報告事項2「評議員選定委員会の選任結果」について報告を行った。

続いて、各理事等に対し意見を募ったところ、発言はなく、質疑を終了した。

議長は、本日予定していたすべての審議が終了したことを報告し、議事を終了した。

その後、議長が閉会を宣言して令和4年度第2回定時理事会を終了した。

本理事会の議決を証明するため、議事録署名人において署名押印する。

